

熊本市優良工事表彰制度の創設について

平成24年度より、本市が発注する建設工事において、優秀な成績を収めた建設業者及び技術者(主任技術者又は監理技術者。以下同じ。)を表彰します。詳細は、以下のとおりです。

《対象工事》

- ◆本市(上下水道局、交通局及び病院局を含む。以下同じ。)が発注し、前年度に完成検査が完了したもの。
- ◆予定価格が250万円(※)を超えるもの。
- ◆契約検査総室において、工事成績採点表により評定を行ったもの。

※平成24年度の表彰においては、130万円とします。

《対象業者》

- ◆表彰日時点で、熊本市の有資格業者名簿に登録されている者。
- ◆熊本市内に本店を有する者。
- ◆共同企業体の場合は、熊本市内に本店を有する建設業者のみを構成員とした共同企業体であること。

《対象技術者》

- ◆表彰日時点で、表彰の対象となる工事を施工した建設業者に雇用されている者。

上記の条件を満たしたもののうち、工事成績評定点が80点以上の工事(全業種・全ランクから1件ずつ)の建設業者及び技術者を表彰の候補者とします。ただし、土木一式工事、建築一式工事、電気工事、管工事、舗装工事、水道施設工事、機械器具設置工事、防水工事以外の業種については、当該全業種中上位3位まで(業種が重複する場合を除く。)を候補者とします。

《欠格事項》

- 表彰日の前年度当初から表彰日までの間において、本市から指名停止を受けている者。
- 本市が発注し前年度に完成検査が完了した工事のうち、表彰の対象となる業種において、工事成績評定点が当該業種の平均点未満となる工事を1件でも施工している者。
- その他表彰をするに不適當な事由があること。

《その他》

- 表彰の候補者は、熊本市の優良工事表彰審査会において審査し、審査の結果、表彰することが適當と認められた候補者を表彰します。
- 表彰は、年1回表彰状を授与して行います。
- 表彰を行ったときは、市のホームページで被表彰者を公表します。
- 被表彰者である建設業者及び技術者は、本市が発注する総合評価一般競争入札の技術評価の加点の対象とします。

◇お問い合わせ◇

熊本市役所 契約検査総室 工事契約班 電話:096-328-2442